

「２年度 本校の取り組み概要（別紙１）」

◎取り組み姿勢

「いじめは絶対許さない」「二度と同じ悲しみを繰り返さない」「教職員全員による
組織対応」「未然予防が第一」「早期発見、早期対応、早期解決」

◎Ｒ２年度 年次計画

月	主な取り組み内容		
4月	集団づくり【学級開き】 いいところさがし（通年）	道徳（仲間の大切さ）	・いじめ防止基本方針について確認（教職員） ・説明（PTA総会） ・保護者への相談窓口周知 ・児童への相談窓口周知 ・「悩み相談箱」の常時設置（校長室前）と活用
5月	集団づくり【運動会に向けて】	【幼小連携】生活 「いちごがり」：1年生	
6月	生活アンケート並びにカウンセリング	道徳（命の大切さ） 【幼小連携】生活 「さつまいもの苗植え」 ：2年生	
7月		【幼小連携】生活 「遊び交流会」：1年生 【小中連携】みどりの羽募金	
8月			
9月	【情報モラル教育】：全学年 人権総合学習【障がい理解学習】 生活アンケート並びにカウンセリング 集団づくり【校外学習・宿泊行事にむけて】	全学年、支援学級と交流する機会をもつ。 ベルマーク活動等 （異学年交流） 【幼小連携】 生活「いもほり」 ：2年生 生活「探険ごっこ」 ：1年生 図工【人権ポスター】 ：6年生 【小中連携】 赤い羽募金	・毎月、生活指導部への問題行動報告及び児童の様子の交流（職員会議に報告） ・集団作り研修（8月）
10月	集団づくり【連合音楽会・連合運動会にむけて】：高学年		
11月	集団づくり【子ども祭りにむけて】 学習発表会に向けて （3・5年）		
12月	集団づくり【異校種間交流】 もちつき大会：4年生 給食交流会：5年生		

1 月	なわとび交流に向けて 集団づくり【昔の遊び体験】： 1 年生 【学習発表会に向けて】 1・2・4・6 年 生活アンケート並びにカウンセリング 学校自己診断アンケートの実施	道徳（夢、希望） 社会（基本的人権） ベルマーク活動等 （異学年交流）	・ ・ 年間の取り組みの検証
2 月	学校自己診断アンケートの報告	【幼小交流】音楽発表	
3 月	集団づくり【次年度に向けて】	保健体育（育ちゆくわたしの体）：4 年生	

◎いじめ発見時の対応フロー（重大事態発生時は次ページ「重大事態対応フロー」参照）

いじめ対策委員会設置までの流れ

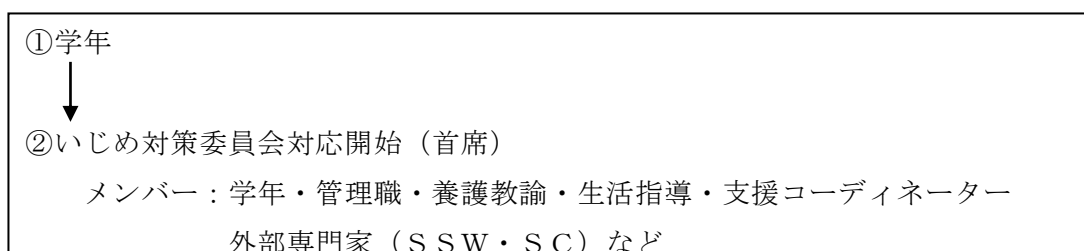
シグナル発見

※いじめのシグナルとは、本人、保護者、まわりの子ども、教師の誰かがい
つもとは違う、おかしいと感じること。



組織対応

※担任一人で抱え込む時間は、ゼロ！！



確認のプランニング

①事実調査・確認方法の協議



②実施（聞き取り・アンケートなど）



③指導・支援方針のアセスメント（いじめの程度、人間関係、被害者の被害状況・支援、加害行為の原因など）



④指導・支援方針のプランニング（被害者・加害者・周囲の子ども、他のクラスの子どもに対して）



⑤保護者に連絡（早期に）



⑥役割分担による実施



⑦その後、3ヶ月間観察



解消（客観的・主観的両方の解消が必要）

◎方針として

①児童にいじめがあったときは、すぐにいじめ対策委員会を設置し、協議したことを職員朝礼、職員会議等で速やかに全体に報告し、共通理解のもと問題の早期解決を図る。

②定期的にいじめ対策委員会を開き、児童の生活の実態を報告しあい、その内容を職員会議で報告し、全体の問題として共通理解を図る。

③専門家や関係機関との連携を積極的に図る。（SSW、SC等）

④いじめが解消しても、3ヶ月間観察を続け、本人（保護者）の思いと関係教員の客観的な見取りのもと、いじめ対応委員会で判断を行う。

◎重大事案への対応フロー

0. 重大事象とは

児童や保護者からいじめにより下記のような事態に至ったという申立てがあった

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
 - ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- ※（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合）

1. 重大事象の発生

2. 事象を市教委へ報告

3. 市教委が調査主体を判断

4. 市教委が調査主体となるとき

市教委の指示のもと、資料の提出など調査に協力する

4. 学校が調査主体となるとき（市教委の指導・助言のもと、以下の対応に当たる）

● 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置

※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

※ 公立学校について、設置者が調査主体となる場合、市教委に設置される附属機関を、調査を行うための組織とする。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で臨む。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告）する。

※ 関係者の個人情報に十分配慮すること。

※ 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。

● 調査結果を地方公共団体の長等に報告

※ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

※調査結果から、必要に応じて市教委指導主事の派遣による学校支援や、子どもの心のケアのために心理や福祉の専門家の派遣依頼、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の派遣依頼等を行う。

※保護者、地域、報道等に対する情報提供を行う。